

令和4年第8回辰野町議会定例会会議録（17日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和4年12月15日 午後2時00分
3. 議員総数 13名
4. 出席議員数 13名
- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 吉澤光雄  | 2番  | 松澤千代子 |
| 3番  | 山寺はる美 | 5番  | 矢ヶ崎紀男 |
| 6番  | 津谷彰   | 7番  | 池田睦雄  |
| 8番  | 樋口博美  | 9番  | 舟橋秀仁  |
| 10番 | 小澤睦美  | 11番 | 小林テル子 |
| 12番 | 古村幹夫  | 13番 | 向山光   |
| 14番 | 岩田清   |     |       |

5. 会議事項

- 日程第1 議案第1号 辰野町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第2号 辰野町職員の降給に関する条例の制定について
- 議案第3号 辰野町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 辰野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第6号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第9号 辰野町立川島小学校設置条例を廃止する条例について
- 日程第3 議案第10号 令和4年度辰野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 議案第11号 令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第12号 令和4年度辰野町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第13号 令和4年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第14号 令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第15号 令和4年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）

- 日程第 9 議案第 16 号 令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
 日程第 10 請願・陳情についての委員長報告  
 日程第 11 追加提出議案の審議について  
 議案第 19 号 令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）  
 日程第 12 議員提出議案の審議について  
 発議第 1 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める  
 意見書の提出について  
 日程第 13 議会閉会中の委員会の継続審査について  
 日程第 14 議員派遣について

#### 6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	住民税務課長	菅 沼 由 紀
保健福祉課長	竹 村 智 博	産業振興課長	赤 羽 裕 治
事業者緊急支援担当課長	岡 田 圭 助	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	上 島 淑 恵	こども課長	小 澤 靖 一
生涯学習課長	福 島 永	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

#### 7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広  
 議会事務局庶務係専門員 中 谷 智 美

#### 8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 1 番 吉 澤 光 雄  
 議席 第 2 番 松 澤 千代子

#### 9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

議会最終日となりました。よろしくお願ひいたします。定足数に達しておりますので、令和 4 年第 8 回定例会第 17 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 1 号、辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第 2 号、辰野町職員の降給に関する

条例の制定について、議案第 3 号、辰野町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について、議案第 4 号、辰野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第 6 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 7 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 8 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 17 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、以上 9 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。令和 4 年 12 月議会定例会、総務産業常任委員会審査報告。本定例会初日、議案第 1 号から議案第 18 号の中で当委員会に付託されました 9 議案について審査結果を報告します。12 月 8 日午前 9 時及び 9 日午前 9 時から総務産業常任委員会室において委員全員が出席し、担当課職員の出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告します。まず、議案第 1 号と議案第 3 号は令和 5 年 4 月 1 日の改正個人情報の保護に関する法律の施行に伴う条例の制定であり、関連付けて報告します。議案第 1 号、辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。提案理由は個人情報の保護について、各自治体が収集や利用、提供などの方法を独自に決めていたが、デジタル社会に向けて改正個人情報の保護に関する法律が令和 5 年の法改正により、全国統ルールとなり法律で認められた事項に限り条例で定めるものです。町の条例に規定するものは 3 項目です。1. 個人情報取扱事務登録簿の作成、公表について、マイナンバー法の部分を除いて規定する。2. 開示請求にかかる手数料は無料ですが、コピー代等は実費負担です。3. 諮問機関を辰野町行政不服審査会とすることについて、個人情報の開示、不開示等の諮問は個人情報保護法により直接規定されているため、町の判断で諮問できる内容を規定する。条例施行期日は令和 5 年 4 月 1 日とし、辰野町個人情報保護条例は廃止すると説明を受けました。質疑では、「職員の情報漏洩に対するモラルの管理や教育は」に対して、「定期的な研修、教育の実施、外部の支援による内部監査の実施、外部の監査委員による

監査を実施する」「国の監査はあったか」に対して、「今まではない。ただし、住基ネットについて国による監査法人の監査を数回受けた」との答弁でした。討論において、民間の個人情報管理を研究し、参考になるところは取り入れてほしいと意見が出されました。議案第 3 号、辰野町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について。提案理由は、議案第 1 号と同様の法律の施行に伴い、辰野町行政不服審査会の役割と審査手順を規定し直すもので、諮問庁は行政不服審査会からの情報提示を拒否できないこと、行政不服審査会は、審査請求人から意見を聞くことができること、と説明を受けました。質疑及び討論における意見はありませんでした。個人情報の保護に関する法律施行と条例制定により町の機関に議会が含まれないため、令和 5 年 3 月定例会に議会として個人情報の保護に関する条例の制定が必要となります。続きまして議案第 2 号、辰野町職員の降給に関する条例の制定について、議案第 4 号、辰野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。3 議案は、令和 5 年 4 月 1 日の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を 60 歳から 65 歳に延長する制度導入によるもので、相互に関連があるため、一括で説明を受けました。議案第 2 号は、定年引上げによる職員の給与減額と降格の種類的事由、降号の事由を制定するもの。議案第 4 号の主な内容は、1. 60 歳から 65 歳へ定年年齢を令和 5 年度から 2 年ごとに 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年度以後は一律 65 歳定年とする。2. 60 歳定年の管理監督職員を管理監督職員以外の職に降任等させる役職定年制の導入及び公務の運営に著しい支障が考えられる場合は、3 年間を上限に特例任用制度を設ける。また、職務の多様化に応じて、総括専門職等の配置を検討する。3. 役職定年制の職員は 4 級職を基本に降給条例を新設する。4. 60 歳に達した職員の給与は 7 割に引き下げる。議案第 5 号は関連条例の整理、条ずれ、用語を整理すると説明を受けました。質疑では、「定年延長と若手職員の採用で職員数は増えると思うが、国の交付税措置はあるか」に対して、「国全体の財源措置の中で考えられるため、個別の交付金措置はない。定年延長は補充ではなくスキルを活かした配置と考え、若手職員は計画的に採用する」「職員数は他市町村に比べどのような見通しか」に対して、「現在の職員規模は近隣自治体と比べ下回っている。長期的視点でなるべく多く充足できるように採用を行う」との答弁でした。討論における意見はありませんでした。議案第 6 号、辰野町一般

職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由は人事院勧告及び議案第 2 号同様の定年延長に伴い、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。主な内容は 1. 一般職の給与を 20 歳代半ばに重点を置き、30 歳代半ばまで在職する号俸を平均改定率約 0.3%引き上げる。初任給を大卒 3,000 円、高卒 4,000 円引き上げる。2. 医療職も同様に引き上げる。3. 一般職と管理職の勤勉手当の年間支給月数を 0.1 月引き上げる。実施時期は令和 4 年 4 月 1 日ですと説明を受けました。質疑及び討論における意見はありませんでした。議案第 7 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由は、人事院勧告による一般職の期末手当、勤勉手当の改定及び特別職の国家公務員の給与改定をふまえ、年間支給月数を 0.05 月引き上げるものです。実施時期は令和 4 年 12 月 1 日ですと説明を受けました。質疑及び討論における意見はありませんでした。議案第 8 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由は、人事院勧告による行政職給料表の改定に合わせ、会計年度任用職員報酬の改定及び医療職を主とした会計年度任用職員の処遇改善や、特殊勤務に係る報酬を支給するための条例を改正する。特にフルタイムとパートタイムの会計年度任用職員は正規職員の調整手当及び特殊勤務手当にあたる部分を支給可能とする。医療職の処遇改善において、看護職員処遇改善手当と感染症防疫手当を支給する。3. 処遇体制は、診療報酬改定に合わせて概ね 3%、1 万円程度を医療従事者の看護職員に重きを置き配分していくと説明を受けました。質疑では、「処遇改善手当はいくらアップするか」に対して、「看護職員は概ね月額 9,000 円です」との答弁でした。討論における意見はありませんでした。議案第 17 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について。提案理由は、指定管理期間が令和 5 年 3 月 31 日に終了する 3 施設について指定管理者選定委員会と選定審査会、計 13 名により審査した結果、指定管理者を指定したので議会の議決を求めるものです。主な内容は 1. たつのパークホテルについて。たつのパークホテルは 2 者の応募があり、株式会社フードアーキテクトラボを候補者とする。指定期間は 5 年です。ホテル運営の実績はないが、サービス業で 20 年以上、首都圏に約 40 店舗の飲食店を営んでいる。町と包括連携協定を締結し、地元食材を活用して町と関わりを持っている。指定管理料は 4,500 万円ですと説明を受けま

した。質疑では、「ホテル運営の実績がない指定管理者は不安だが」に対して、「顧問と統括責任者がホテル経験者であり、審査会でも心配されたが財務諸表を評価しご判断いただいた。また、提携する大手旅行会社の協力が見込め、地元雇用に努力していただける」「収入のその他は何か」に対して、「ふるさと納税の収入、物販、会食等の飲食収入、大手旅行代理店との提携による手数料収入です」「ふるさと納税の収入をホテルの収入に見込んで良いか」に対して、「パークホテルの厨房を使い、ふるさと納税商品の企画、開発、製造を行う。ベーカリーやパティスリー、洋菓子製造やホテルを使ってふるさと納税返礼品とする」「ウェディングアドバイザー設置とは何か」に対して、「顧問が大阪のホテルで統括部長をされたノウハウを運営に活かしたい」「ホテルにあるスナックと広場の有効利用のための改修に町は負担するか」に対して、「改修費は 500 万円を見込んでいるがさらなる町負担は協議していく」「5 年間の収支が赤字だが」に対して、「ホテル運営の単体事業とは考えず、会社全体で捉え収支を合わせていく」「コロナ感染症等の不測事態への対応は」に対して、「議決後に町と事業者の協議とするが、現状のリスクを最大限見込んで指定管理料を計上している」「収入の物販割合が大きいようだが内訳は」に対して、「金額だけで内訳は出ていない」との答弁でした。討論としての意見はありませんでした。

2. 辰野町地域活性化センター、信州フューチャーセンターについて。辰野町地域活性化センターは 1 者の応募があり、有限会社共和堂が候補となりました。指定期間は 3 年間です。「よりあい会議」のコーディネーターや「おてんとさんぽ」の企画運営、中学生のお仕事チャレンジ運営サポート他、実績を持っている。また、今期は子育て支援の強化として交流スペースを有効活用するママカフェ運営を目玉事業とする。指定管理料は 550 万円です。指定管理料が前期より年間約 200 万円増額となっているのは、開館時間を休日含め 3 時間延長するためですと説明を受けました。質疑では、「地域活性化センターの設置の町の基本的な考えは」に対して、「町民の相互の交流、中長期的な地域課題の解決、自主的な活動の促進、幅広い世代の交流、地域コミュニティの活動、駅前的好立地状況を活かし、人が気楽に集える場所を提供していく」「ママカフェ事業のコンセプトは何か」に対して、「母親が気軽に集え、悩みを相談できる場所として母親の横の繋がりを作り、困り事を見出し課題の解決に繋げていく」「地域密着とは何か」に対して、「住民が気軽に立ち寄れ、地域課題の話し合いの機会に利用される場所を提供することである。審査会の付帯意見にあるように工

夫、改善の余地はあるので努力していく」「ママカフェを利用するとき、赤ちゃんは畳等の場所が必要では」に対して、「町から要望した事業であり、今後の追加改修等を必要とすれば協定の中で詰めていきたい」討論として、指定管理者の共和堂から直接事業内容を議会に説明してもらいたい。観光協会の看板を立てて案内所等に活用してはどうか、の意見が出されました。3.辰野町世代間交流施設、昆虫館について。辰野町世代間交流施設、昆虫館は個人所有の貴重な昆虫標本を展示しており、公募によらない選定で7期の実績を持つ代表者川島陽江氏を指定管理者とする。指定管理期間は2年間です。昆虫館を通じて、幼児から高齢者までの交流を図る目的は達成できている。館長が1名で運営しているため利用者の満足度は十分でないが、後継者もあり指定管理は妥当と考える。指定管理料は前期と同様の年間100万円ですと説明を受けました。質疑では、「入館者の内訳で町内の利用者は把握できているか」に対して、「利用者の内訳は、小中学生、大人等の区分で、町内外の区分けはしていない。入館者は年々減少してきている」「平成21年度から7期を運営し、本来の目的は達成したと考えるが、いつまで継続していくのか」に対して、「昆虫には子どもの関心、興味は依然として根強いものがあり、保育園の遠足や親子連れの来館者がある。世界中の昆虫の標本は貴重なため、いきものネットワークと連携し、利用者を増やす工夫をしながら継続していく」「前年度担当課の評価結果は厳しいものだが、長期的な視点で考えているか」に対して、「指定管理者の補助者が意欲的に考えているため、継続を考えたい」との答弁でした。討論として、保育園の遠足や小中学生の来館をカリキュラムとして取り組み、定期的な来館者で活性化してほしいとの意見がありました。採決の結果、議案第1号から議案第8号及び議案第17号は特に異議はなく、全員一致により可決すべきものと決しました。以上、総務産業常任委員会に付託された9議案の委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山(13番)

議案第1号、個人情報保護法施行条例に関して、まず質問をさせていただきたいと思います。パブリックコメントが行われておりまして、個人情報の取り扱いに関する個人の不服申し立てなどへの対応が不十分ではないかという趣旨の意見が提出されています。委員会審査においてはこれらの質問、意見は出なかったのかお聞き

します。

○池 田 (7 番)

はい。この不服審査については詳細な内容としては特につめてはおりません。以上です。

○向 山 (13 番)

委員会では質疑なかったということではありますが、少し私の方で討論として意見を述べたいと思います。議長よろしいですね、質疑ないようですから。はい、それでは私 9 月議会の一般質問でもこの個人情報保護条例について質問をしてあります。この条例制定の背景に問題があるというふうに考えています。一つは地方自治のあり方についてであり、もう一つは個人情報保護制度についての後退の恐れがあるということでもあります。個人情報保護に関しては、地方自治体での制度化が先行してきています。そのレベルはかなり厳しい内容が定められてきていました。それは国に比べてはるかに多くのセンシティブ、守るに特に注意の必要なそういう個人情報を地方自治体が多く持ち、さらにその量が圧倒的に多いからであると思います。それは憲法に基づく条例制定権に基づいて市町村が制定してきたものであります。憲法で認めた条例制定権を今回は国はガイドラインで制約して全国一律でリセットさせるという方法をとっており、これはかなり乱暴で重大な地方自治への干渉の恐れがあると考えます。辰野町のことはありませんけれども、一部にはこのガイドラインに合わなければ法令違反の恐れがあるというようなことが言われ、恫喝まがいのことを心配している自治体もあると聞いています。いわゆる 2,000 個問題、2,000 の自治体に 2,000 の個人情報保護条例があるというこの問題について、それぞれの自治体において課題がありその解決方法があるということがあって、それこそが地方自治の姿であるというふうに思います。国において不都合な部分があれば、それを修正すれば良いことではないでしょうか。その結果、辰野町の個人保護条例、これまでにあった中には直接収集の原則、第 8 条などがなくなってしまい、国においてもそれが担保されていません。OECD では 8 原則を掲げています。これについてきちんと守っていくってということについて研究すべき課題があると考えます。全国一律でこの対応になるとは、この対応つまり全国一律で辰野町と同じような三つのルールだけを定めるというような対応っていうふうになるのはちょっと考えられません。今後の状況を注視していくべきであると考えています。私自身も今後も研究し



ていくことが必要であるということを申し上げながら、この条例は現在では町としては国からの指導に基づいて制定せざるを得ないということのようでありますから、条例制定には賛成していきますけども、今後とも地方自治の理念、そして個人情報保護の理念に基づいて研究課題があるってということを申し添えておきたいと思えます。以上です。

○議長

そのほかありませんか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第 1 号、辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 2 号、辰野町職員の降給に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 2 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 3 号、辰野町行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 4 号、辰野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 5 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 6 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 6 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 7 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 7 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 8 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 17 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。日程第 2、議案第 9 号、辰野町立川島小学校設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。福祉教育常任委員会による審査結果を、福祉教育常任委員長、津谷彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（津谷）

令和 4 年第 8 回辰野町議会定例会、福祉教育常任委員会委員長報告を始めます。本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました、議案第 9 号についての審査状況を報告します。12 月 8 日午前 9 時から福祉教育常任委員会室におきまして、委員全員出席のもと、教育長、担当課職員に内容説明を求め質疑を行いました。議案第 9 号、辰野町立川島小学校設置条例を廃止する条例について。提案理由は、11 月 14 日に開催した総合教育会議において示された川島小学校統廃合実施方針を決定し、令和 6 年度末をもって川島小学校と辰野西小学校を統合して、川島小学校を廃止するため本条例を廃止するものであります。主な質疑として、「子どもや保護者からは存続を求める声が多く出されている。川島全戸の 7 割以上にあたる世帯が存続を望む署名が町長宛に提出をされ、川島区や区内の主な団体で構成をされている川島小学校存続委員会からも存続の要望書が出されている。その後、これと代わる考えは示されたのか」との質問に対し、「存続してほしいとの声は聞いている。一方では、声を出せないが早く何とかしてほしい、川島小を選ばなかった人たちの声もかなりある。平成 27 年 8 月頃から残した方がいい、子どもがここまで減っていれば統合した方がいい、また両論あるためまとまらないので、最終的に町で何とかして欲しいなど、耕地によっても三様ある。この問題はずっと川島地区の住民を悩ましてきた難しい問題である」との答弁でした。このことに関しては、存続委員会は町長が統合はやむを得ずと表明したときに、この段階をもって解散する方針を出していると補足がありました。「今回議案を出すにあたり、地元の川島区に対して実施方針を示して、区としての考えを聞くなどのプロセスをとったのか」との質問に対し、「7 月の住民説明会の参加が少なかった事例があるので、8 月に統廃合に関する過去 6 年から 7 年の区長と町との懇談会を行ったが、区への意見聴取はしなかった」との答弁でした。あり方検討委員会の提言は「1 学級 10 人以下になったら統合ではなく、どの学校も残したい良さがあるが統合が必要となった場合の基準を示したもの。川島

小の統廃合が必要と判断したのは教育委員会で、提言を受けて統合という説明は不正確ではないか」という質問に対して、「1学級10人以下となった場合を検討という提案を受け、教育委員会で統廃合を判断した」との答弁でした。「子どもの学びにとってふさわしくない、統合したらもっといい教育が受けられるという証明がない。教育、行政の進め方としては乱暴ではないか」との質問に対し、「学力面で差があるのと、いじめがあるのかという客観的なデータが取りようがない。他の町内の小学校と比較することができない。1人2人では学力に関してやいじめがあるかなどの議論すること自体が問題である。川島小学校に預けている子どもの保護者は残していただきたいという強い気持ちを持っていることは承知をしているが、小学校、その後のことまで考えると、将来にわたってのことまで責任を持たなければいけない。中学校やその上級、最終的には世の中に出ていく最終的な自立を見据えないといけない。学年1人や2人で学んでいくという姿はどうか。縦の関係は非常によくできていて、思いやりがあり評価をしているが、横ができない分、縦をととても大事にしてきたことは素晴らしいことで、先生方の努力。また横の関係を強くしたい、友達と意見を交わしているとか、遊びをするなど、同学年ということを大事にした」との答弁でした。「児童一人あたりの町費に違いがあり不公平なこと、町の持ち出し分が直近年間2,000万円などの財政問題を統廃合問題に持ち込んでいるのか」との質問に対し、「財政問題を前面に出して議論をすることは子どもの学びにとってよくない。教育委員会では一切財政についての話はしてこなかった。かけた費用の効果があつたかどうかはすぐに結論が出るものではない。持ち出しについても、1人でも2人でも学ぶ子どもがいるならば、その子どもの教育を保障していかなければいけない」との答弁でした。「条例施行日までの3年間の捉え方は」との質問に対し、「最初に昨年の5月に保護者との懇談会で統合について2年から3年という話をしたが、曖昧にするのではなく子どもたちの学びも考えていくと、早く多くの人数の中で学ばせてあげたいとの思いの中で、統廃合に向けた準備期間を3年間として令和7年の3月にした」との答弁でした。討論では、賛成意見として、一般的には学校がその地域振興の中核になると言われているが、川島ではそうになっていないと感じる。川島小学校のあり方を巡って議論をしてきている中で、議論はもうやめて結論を出してほしいという声が強いの。川島小学校の果たしてきた役割を評価してもやはり存続をしていく結論にはなりにくい。今いる保護者、来年度、再来年度の入学

希望する保護者の声はあるが、その人たちの声だけでその公立学校を設置して運営していくということが妥当なのかどうか。希望者がある限りということで細々と運営していく、しかも実態とすれば地区の子どもたちはほとんど通わない学校というのが、公立学校としてあるべき姿なのかについては疑問を持つ。川島小学校の存続を望む子ども、あるいはその保護者の声はどうなるのか、というところはどうしてもジレンマになる。皆苦渋の選択というところがそこにあると思うが、公立小学校としての学びの場を保障するということがそういうごく限られた、しかも地区外の人たちが多くを占めるような親子の要望に応えるのが公立学校の役割ではないのではないか。責任ある立場である行政とその提案を審査する議会の責任において、これは決めるべきこと。小規模学校を選びたい、選ばざるを得ない子どもに対して、町として保障することは今後の実施方針の中に出ており、それをきちんと強化をしていくことが責任だと思う。十数年前から川島小学校の問題は出ている。これまでに説明も議論も十分されてきた。統合に向けての準備期間の配慮も統廃合の児童に対する手立ても示されている。住民の 7 割以上が存続の署名をしていると言うが、町長答弁の中でも存続に賛成と署名をしたが、実際には本当はそうではなかったとの意見もあると言っている。7 割が存続に賛成とするのは事実と違うと思う。以前は川島から住所を移して西小に通っている児童がいた。今では住所を川島において西小に通えるようになって、親御さんからは感謝をされている。この傾向は今後も続くと思う。この 7 年間、住民への投げかけはされてきた。極小規模校特認校として児童数を増やすことができなかつたのはとても残念だが、自分たちの結果として受け止めなくてはいけない部分ではある。実際に西小に通っている状況を考えると統合して大勢の学びをできる場所で、またみんなで学ぶことを選択していくことが必要。老朽化の状態で使い続けていくことは現実的に厳しい、そういうところの判断をしていくことも必要。福祉教育常任委員会では、川島小学校や他の小規模学校の様子を見てきた。一クラス十数人で活発に学び合っている姿を見たとき、こちらの方がふさわしいと思った。反対意見として、直接の関係者である子どもや保護者、住民の多くが存続を望んでいる。7 割以上が自らの名前を書いて署名をしていることは重いものである。川島で子どもの出生数が増えている。そういうことでも川島小学校は魅力であり喜びである。可能性を失ってしまう選択はいかかなものか。統合問題は一旦棚上げをして、町全体の学校づくりの配置計画の議論を進めていく、そ

の中で川島小学校の方向性を出していくよう転換するべきだ、との意見が出ました。審査の上、採決の結果、賛成 5 名、反対 1 名で可決すべきものと決しました。以上、委員長報告といたします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、まず初めに質疑を行います。ありませんか。

○樋 口 (8 番)

委員長報告に質問させていただきます。報告の中にもございましたが、もう一度確認をさせていただきます。川島区に住む未来の子どもたちについて、西小への統合、スクールバスでの送迎など様々な施策が述べられておりますが、川島区いわゆる三役、区議会との合意形成が必要と考えます。その協議はどのように行われたのかもう一度ご返答をお願いいたします。

○津 谷 (6 番)

質問にお答えをいたします。先ほどの委員長報告のとおりではありますが、8月の17日に過去6年から7年の区長と町との懇談会を行いました。その後、区への意見聴取はしなかったということでもあります。以上です。

○議 長

そのほか質疑ありませんか。質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。反対討論からお願いします。

○吉 澤 (1 番)

はい、反対討論ですがよろしいですか。マスク越しですか、マスクを取ってですか。

○議 長

はっきり傍聴の方にも聞こえるようにはっきりマスクを外してお願いしたいと思います。

○吉 澤 (1 番)

委員長報告に対しまして、町立川島小学校設置条例を廃止する条例に反対する立場で意見を述べさせていただきます。前身を含めれば149年の歴史を持つ町立川島小学校をなくす判断は極めて重いものです。今回の廃校は以下の三つの点で、町民と町の将来に関わる問題だと考えます。第一は、かけがえのない教育の場を無くしてよいのかという点です。川島小学校の子どもたちや保護者は今も存続を切実に望ん

でいます。廃校という事態を考えると胸が苦しくなります。町は廃校に財政上の理由はないと明言しました。児童数が少なすぎて、子どもの学びにとって好ましくないから、小中規模校の方がより良い教育を受けられるから統合すると説明しています。学校の評価は学校の規模だけで決まるのでしょうか。川島小学校が他の小中規模校より学力が劣るとか問題行動が多いというデータはないと教育長は答弁しています。小規模校の方が学力が落ちるなどという論証はなく、むしろ逆のデータが国の教育関係委員会にも出されています。川島小学校では様々な子どもたちが伸び伸びと成長してきたと関係者からお聞きしています。豊かな自然環境の中で、地域の皆さんや町の支援を受け、教職員者、保護者も努力して立派に学校の役割を果たしているのではないのでしょうか。「長年学校に通えなかったこの子が毎日学校に行くのが楽しいと川島小学校に通っている。川島小がなくなったらどこに行けばいいんですか」と訴えられた保護者の方の言葉が忘れられません。子どもが喜んで通える学校、これ以上の存続理由がどこにあるのでしょうか。川島小学校には足りないところもあると思いますが、他の町内小学校と同じくかけがえのない学校であり、しかも川島小にしかない良さがある。一人ひとりの子どもに寄り添える学校ではないのでしょうか。一方で川島小への通学を希望しない保護者がおられることは事実で、教育委員会や町が対応に苦慮されたことは理解できます。しかしこの問題は、川島地区から他の小学校への通学を認めることと、川島小を町内どこからでも通える特認校とするという教育委員会の工夫した対応で解決されてきました。その結果、町民は僻地でもないこの辰野町で、極小規模校から小中規模校まで選べるという環境を得ています。子どもたちは今、いじめや不登校、様々な障がいや家庭問題、いろいろな困難にぶつかりながら学齢期を過ごしています。子どもの目線、子どもの立場で見れば多様な学校を選べるという今の環境は残すべきではないのでしょうか。また小さい学校は駄目だという理由で今回の廃校を決めれば、次はどの小学校を廃校するのかというドミノ倒しに繋がるのではないのでしょうか。みんなで作り実践してきた川島小の成果を自ら否定するような、そして多様な学校を選べる可能性を狭めることになる、今回の廃校には賛成できません。第二点目は、町民と一緒に考えて一緒にまちづくりを進めるのか、上意下達でいくのかという選択だと思います。昨日、川島小 2 年生の児童が町長さんに手紙を書いたということで写しをいただきました。保護者の了解を得て、一部だけ紹介します。「町長さんへ。どうして川島小をなくす

んですか。先生と生徒とは話したことはありますか。もししていなかったら一度会って話をした方が良いと思います」最後には、「でもそれは私の意見なので、町長さんが決めるべきだと思います」町長さんに思いを伝えたいと前から言っていてこの手紙になったそうです。言葉は拙いですが、子どもさんもしっかりとした意思をもっている。昨年 8 月、川島全戸の 7 割以上が存続を求める署名を町に出しました。一昨年 12 月には川島区や川島区内の主な団体の代表者で構成する川島小存続委員会が町に存続を求める要望書を出しています。この他にも保護者、川島小に係る様々なグループが町に存続を求めてきました。こうした意見が変わらない中で廃校を進めるのは民意を軽視することになるのではないのでしょうか。川島小地区以外の町民の意見はどうか。主に財政的な理由から統合賛成という方も一定おられます。一方、川島小は残すべきだとおっしゃる方もそこそこおられると私は感じています。そして何よりも町全体でどういう意見がどのくらいあるのか明らかになっていません。今回、町は川島小統廃合方針を決めてからこれをパブリックコメントにかけましたが、順序が逆だと思います。しかも、パブリックコメントからは統廃合の是非そのものの項目は外して意見を聞いていません。また、統合が決まるこの議決の前に、県に統合のための教員配置を求めた教育委員会の行動はフライング、議会軽視であります。そして、統合準備期間 3 年と文書で明記したのに今度実質 2 年 3 ヶ月に短縮したのも子どもへの配慮に欠けるのではと言わざるを得ません。町が様々な機会を設けて説明や協議、懇談をされてきたことは承知をしており敬意を表します。また町長先頭に 3 年間住民の皆さんと汗を流したチャレンジ期間は貴重な取り組みで成果を残してると思います。しかし今なお子どもや保護者、そして多くの地域住民の声に反することを、地元の区や町民の意見を聞かずに決めていくことは、行政への信頼を損ねて避けるべきではないのでしょうか。そのように考えます。最後の三点目ですが、山間地域を生かしていくのか殺すのか、町の希望をどこに見出すのかという選択ではないかと考えます。町内の子どもの数が大きく減っている中で川島地区は子どもの人口が増えているほとんど唯一の地区です。川島小への通学を希望している町内の移住者は多いというふうに移住してきた方からお聞きしました。川島小に来年は 4 人が入学を希望しているそうです。そしてその後も入学は規模は続くと地域の方からお聞きしています。川島区や町にとって子育て世代が増え、子どもが増えることは希望でありまちづくりの力ではないのでしょうか。これを廃校する



ことは町の魅力を損ね、山間地域や町の衰退を加速させることに繋がるのではないのでしょうか。辰野七谷と言われています。町内でも人口減少が進み、存続が危惧される山間地が他にもあります。コンパクトシティ構想という方針を政府が打ち出して中山間地を切り捨てる考えですけれども、辰野町でもしこれを進めれば特徴も魅力もない町になっていってしまうのではないのでしょうか。今、極小規模校を特認校として活かして地域振興を図る取り組みが県下でも注目され、マスコミ、テレビでも報道されています。地域コミュニティの核である川島小を活かして、地域やまちの活性化に取り組むことこそ希望が見出せる道ではないのでしょうか。そういう点で、地域や町の振興に逆行する川島小の廃校には賛成できません。以上、三点に整理して反対意見を述べました。川島小の保護者や子ども、地域の方は長年の廃校議論に疲れています。川島小統合問題は一旦棚上げにして、町全体の学校づくりと学校配置計画を検討し、これを町民参加、専門家の知見も集めて十分進めて結論を得て、その上で川島小についても方向を出すことを求め、討論を終わります。

○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○小 林（11 番）

賛成の立場から。

○議 長

小林議員、マスクを外して。

○小 林（11 番）

賛成の立場から意見を述べさせていただきます。吉澤議員も言われたように、川島小学校の歴史は古く明治 6 年創立で 149 年の歴史ある学校です。この学校存続廃止の重要な決定をするわけですので、様々な意見に耳を傾け悩み慎重に検討をいたしました。平成 27 年 12 月 18 日より今日まで 7 年間にわたる議論がされてまいりました。複数の学年を一緒にする複式学級で構成された 3 学級以下の学校である、極小規模の学校となってしまった川島小学校について、10 回にわたりあり方検討委員会で検討がなされました。学級規模の最低基準は概ね 10 名とするとの提言をまとめ、平成 29 年 9 月 26 日の教員委員会に提出されました。その提言を受けて教育委員会で検討がされ、平成 30 年 2 月、川島小学校の統廃合に向けての議論に入ったわけです。ここからが賛成意見の要旨になります。そして、平成 30 年 3 月 26 日開催の総

合教育会議において、川島小学校存続に向けての挑戦に 3 年間取り組むとの町長よりの宣言がされました。存続に向けてのチャレンジを地域の方々も含め 3 年間試みたのですが、様々な取り組みをしたのですが、残念ながら児童数を増やすことはできませんでした。児童数は平成 30 年は 10 名、地区外が 6 名、令和元年は児童数 11 名、地区外が 6 名、令和 2 年は児童数 12 名、地区外が 6 名、令和 3 年は児童数 9 名、地区外が 5 名、今年です令和 4 年は 11 名で、地区外が 6 名でした。こうした話をするときによく伊那の新山小学校のことが事例として挙げられますが、新山小学校の児童数は 2016 年には 28 名でしたが、2021 年には 48 名と増加させました。川島小学校にはこのよううねりを作ることはできなかつたということになります。これは統廃合における大きな事実であり、受け止めなければならないことではないかというふうに思います。次に統合の必要性として、教育長がいつもおっしゃっている集団での学びについての考え方ですが、現在の川島小学校における少人数での学び、そして環境を否定するわけではありません。ですが、しかしながら学年に 1 人とか 2 人では経験できないこともあり、子どもたちの発達段階において人数や集団ということは必要な要素ではないかというふうに考えます。こうした学びの場所を提供していくことは大変重要なことであり、この点については教育委員会の基本的な考え方を私は支持したいと考えます。三点目です。現在通っている子どもたち、親御さんたちからは存続を望む声が寄せられています。そのことについてはどう捉えるのかということです。川島小学校は川島地区にあり、本来はその地区の子どもたちは川島小学校に通い、そのことが公立小学校として存続する意義であるはずで、しかしながら、いろいろな経緯があったにせよ、川島地区では様々な事情があるにせよ、川島小学校ではなく西を選んでいる子どもたちも多く、むしろそちらの子どもの方が多いという現実があります。現在通っている子どもたちの約半数は地区外の子供たちで占めているという現実です。しかし、そのことも一定の子どもたちがいて成立していくものであり、現在の児童数では厳しいと言わざるを得ないのではないのでしょうか。四点目です。現在は不登校の子どもたちが増える傾向にあるという社会的な現実があるわけです。そうした子どもたちの多様性を尊重する小規模校を選びたい、また選ばざるを得ない学校に川島小学校が選ばれていました。これからの辰野町の統合実行方針案には、子どもたちが学校生活に疲れたときに一時的に避難し生活できる居場所を確保すると明記されていて、私はこの部分で安堵

いたしましたという部分もあります。ぜひ早急にこのことを検討し提案してほしいということを、福祉教育常任委員会の審査のところに申しあげましたところ、統合までにはその道筋を示すとの回答をいただきました。五点目です。統合の時期についてですが、これまで3年間の統合猶予期間を設けると書かれていました。実施方針案では事実上2年3箇月の準備期間となります。「短くないですか」とこちらも尋ねましたが、子どもたちへの配慮を含めて準備が整い、統合が決まれば新しい環境に入って行ってほしいとのことでした。新しい学びへの期待、これまで川島にいて不安はたくさんあると思いますけれども、やはり大勢の中で学ぶ姿というものに期待を込めて、令和7年4月1日としたことを理解しました。六点目です。これからの課題として少子化が予想以上に進行していて深刻な課題があります。辰野町の令和元年の出生者は93人、令和2年は出生者92名、令和3年は75名、今年度は70数名ということです。町全体における統廃合の問題がすぐに現実化していることは避けられないことだと思います。確かにどこの地域にも一つの学校があって、そしてその学校が運営できていくという状態がベストであるというのはこれまでの考え方ではありましたが、実際にはこれだけ少子化になってくると、そういうことを言っていける辰野町の今の人口の状態ではないということが、大きなポイントになってくるといふふうに私は考えております。誰も喜んで廃校を支持する人はいないはずで、皆、苦渋の決断を求められることになりましょう。そして今回もその決断を私達議会に求められているというふうに私は思っております。そのためにも今回の川島小学校の統廃合の問題を教訓として、同じ轍を踏まないよう取り組むことが必要ではないかと思っております。辰野町川島小学校の子どもたちにとって廃止、統合が少しでも前向きに捉えられるよう、最大限の配慮をしながら、この少子化の辰野町の学校を、新しい未来に向けた学校をみんなで作っていくというところに期待を込めて、私は賛成の答弁としたいと思います。以上です。

○議長

次に反対討論ありますか。

○樋口(8番)

川島小学校設置条例の廃止に反対の立場で申し上げます。現在11名の子どもが通っております。来年度は4名の新生を迎える予定です。町は不登校問題を抱え、また町の中にも様々なところで子どもの居場所づくりが進んでおります。その一方

で、子どもの居場所を無くそうとする。全国で進む不登校児童の増加、また発達障がいのある子どもの増加、その支援も十分でないという実態も判明したとの報道がございました。川島小学校に通う子どもたちは他校で学校に行きづらくなった子どもも毎日笑顔で楽しく通えています。少ない人数の中で居場所を見つけた子どもにとって今の川島小学校は大切な学校です。大きい学校を希望する子どもは西小に通っている今、お金の問題でなければあえて無くす必要はないと考えます。将来 5 人を切るようになれば、それは統合も仕方ないと思いますが、今はその時期ではないと考えます。様々な意見がございました。先ほどの意見も、小林議員の意見もございましたけれども、極小規模小学校を維持する、これは公立の学校として無理があるのではというご意見もお聞きしましたが、弱者を切る教育が公立の教育ではないと思います。公立でしかできないのではないのでしょうか。多くの人の中で学ばせたい、このようなご意見ありましたけれども、これは大人側からの一方的な意見であって、子どもの意見を今まで聞いてこなかった、地元への一方的な説明だけでまた子どもの意見も聞いてこなかった、町それから教育委員会の姿勢はいかがなものでしょうか。地域の活性化、移住施策の真ん中にあるのは小学校これが不可欠です。県の定住モデル地区の指定も、元はと言えば地元にあるふるさと川島未来協議会から声を上げ、川島振興会、川島区を通して実現いたしました。全て川島小学校を核とした地域づくりを目指したものです。川島小学校の統廃合とは別という町からは具体的な施策も見えてきません。子どもにも生きる権利、暮らす権利、学ぶ権利、選ぶ権利など、大人と同じように様々な権利があります。子どもの権利条約を日本も 1994 年に批准し、令和 5 年 4 月には子ども基本法が施行される。今の時代には沿っていないのではないのでしょうか。まして将来の子どもたちの通学に対して、区への説明、同意もないまま推し進める今のやり方は私には理解できません。町全体で小学校のあるべき姿を考えて将来ビジョンを作った上で、そこに川島小学校の姿が無ければ統合でいいでしょう。それからの統廃合で私は良いと思います。なぜ急ぐのかわかりません。将来ビジョンがあつての統廃合です。統廃合によって子どもたちに何か影響が出るようであれば、それは町、教育委員会、そしてこれを議決する議会の責任です。またその責任は今の職を辞してもあるものと考えております。よって私は設置条例の廃止に反対をいたします。

○議 長

ほかにありませんか。

○向 山 (13 番)

条例への賛成の立場から討論をいたしたいと思います。この間ずっと語られてきていますが、この条例に賛成する議員の多くもできるなら残したいが既にそういう状況ではなくなっているという認識ではないか、つまりいわば苦渋の選択であるというふうに思っています。私自身も川島小学校へ通学しているお子さんやその保護者、今後通学を希望している家族とも知り合いでありますし、また川島小学校と直接関係していない町民の方からも存続を望む声も聞いています。そのような中で、川島小学校廃止の議案に賛成する理由はいくつかありますが、既に委員長報告に集約されています。私は一点についてだけ委員長報告を補強するという立場から討論に加わりたいと思います。川島小学校は極小規模校であり、そこで行われている教育はきめ細かい教育が行われていると理解しています。それは教職員や地域の皆さん、保護者の努力、協力で成り立っている。そのことには敬意を表したいと思います。しかし、川島で学びたい、学ばせたいという人がいるのだから、川島小学校を残すべきだという主張には同意できません。川島で学ばせたいという希望がある限り続ける。しかし、そこに通う子どもの多数は地区外の子どもであるというのが、公立学校の姿としてふさわしいかどうかということに疑問を持ちます。離島や奥地の学校ならともかく物理的に十分に通える条件にあり、現に多くの児童が川島から辰野西小へ自ら選んで通っているという事実は重いものと考えます。多人数の中では学びにくい、登校するのが辛いという話も聞きます。そのことについては新たな学びの場の検討も進められることになっています。このことは非常に重要なことであり、強く求めていきたいと考えます。個性を大事にする、誰一人取り残さないということがよく言われます。私もそのことを大事にしてきているつもりであります。しかし、それは無条件に個人の要望を尊重するということではないと考えます。行政では精一杯可能な条件、環境を整えつつ、一定の枠を設けざるをえない、それが公立学校のあり方だと考えます。川島小学校を訪れた後、町内の小規模校も訪問したことがあります。非常に明るく、クラスの中で活発に意見を出し合っていたのが印象深いところであります。クラスの中の横の繋がり、学年を超えた縦の繋がり、そういう模擬的な社会の中で学び成長していく子どもの姿に、私自身も励まされた思いであります。辰野町の新しい教育の展開、そしてまた全国には地区から小学校

の統合廃校を申し出て、その上で地域おこしに成功した事例も私も実際に見てきたことがあります。川島地区の発展を町民全体で展開をしていくことを、お互いに確認する必要があるだろうと思います。新しい教育の展開そして川島地区のさらなる発展を期待しながら、賛成討論に代えたいと思います。

○議長

ほかにありませんか。

○池田（7番）

私は委員長報告に反対の立場で討論いたします。私は福祉教育常任委員会の真剣な審査に心より感謝するものです。判断すべきときは判断するは必要と考えますが、それが今でしょうか。今の時期でしょうか。私は川島小存廃の判断のために直接関係者にヒアリングしました。川島地区から西小に通学させている複数の保護者、川島地区以外から川島小に通学させている複数の保護者、来年3月の卒園後は西小ではなく川島小に通学させたいと考えている保護者、川島地区に在住し川島小の存続を強く望む保護者、そして川島区長、川島地区の皆様、川島小の校長先生の方々にヒアリングしました。結果、川島小はいらないとする方は全くいらっしゃいませんでした。子どもたちも減ったので廃校もやむなし、いや兄弟関係で保育園、幼稚園送迎に合わせ、西小通学などいろんなご事情がございました。一方、小学校存続を希望する保護者に「児童1人の小学校でも子どもを通わせますか」の問いに、「それはない」との回答です。幅はありましたが、最低6人から8人ぐらいかなの学校に通わしたいとの回答でした。川島小の存続を希望する保護者も子どもを通わせる学校の規模の最低リミットを持っている。学校存続について保護者と児童数をコミットすることができるのではないかと思います。また川島小の運動会で川島地区の多数の皆さんが一緒になって応援し、参加している姿を見た保護者がこの雰囲気感動し、川島小に通学させたいと話していたことが印象的でした。教育委員会は辰野町が目指す教育ビジョンにおいて、令和10年度以降の小中学校のあるべき姿の作成のため、あり方検討委員会をこれから立ち上げ検討を始めるとしています。教育委員会は、あり方検討委員会をいつ立ち上げいつまでにあるべき姿を示すのですか。町の人口は計画どおり減少し歯止めがかかりません。人口減少は対策は待ったなしです。直近の出生者は75人です。7年後の一年生の必要クラス数は教育長の提唱される10人以上学級を教育の基本とすれば7クラスです。30人学級であれば3クラス

です。8学級は必要ないのです。町の小学校は4校ありますが、何校必要でしょうか。私は川島小の存廃問題は、町の人口減少対策を含めた戦略の中で整理されるものと考えます。マネジメントのスピードが遅すぎます。よって私は教育委員会の令和10年度以降の小中学校のあるべき姿ができるまでは川島小の廃校に反対します。以上です。

○議長

はい。ほかにありませんか。

○小澤(10番)

私は委員長報告に賛成の立場から討論に参加させていただきますが、先ほど小林議員、また向山議員が賛成討論を行っておりますので、だいぶダブルところがあると思いますがよろしくお願ひします。川島小学校の地元の議員の立場から、今までの川島小学校の統廃合について振り返ってみますと、平成24年10月16日に川島小学校を通学区特例校いわゆる特認校に指定したいとの説明が、当時の教育委員会から川島区議会にあったときからと思います。教育委員会からは、その理由として児童の減少に歯止めがかからず、今年度24年度は29人まで減少、複式学級の対象となる8人以下の学年は4学年に、また来年度の新入学予定児童がゼロとなる見込みとなってしまったこと。また、このような状況に危機感を募らせた川島小学校PTAが教育委員会に今年6月、児童減少は同年代の友達が少ない児童に大きな影響を与えるだけでなく、常にPTA役員を務める保護者の負担、地域においては活力の衰退に繋がるなどの問題が生じるため、対策を講じてほしいとの要望があったことから、教育委員会が検討を重ねた結果、通学区特例校の導入を決めたとのことでした。このときの川島区議会への説明状況について、長野日報の記事を引用させていただきますと、区議からは区外へ出ていく親子を食い止めるのが先決、計画が早急過ぎるなどの意見が出たが、児童確保は最優先課題との判断で区議会として同意したとあります。このような特認校指定後、教育委員会、PTAの皆さんは町内の保育園等に生徒数を増やすため数度にわたり訪問し川島小学校の説明を行っています。そして、町では平成30年3月26日の総合教育会議において、町長の「3年間徹底的に挑戦させてください、その時間を私にください」とのいわゆる川島小学校存続宣言がなされ、同時に川島への移住促進のため長野県移住モデル地区認定申請、また地元区及び地域の関係団体住民による川島小学校の将来を考える連絡会議を設置し、地元と

連携しての取り組みが行われました。そして、川島区においても川島小学校存続会議を設置し、空き家対策等、町と連携しながら生徒数増加の取り組みが行われてきました。しかし、このような取り組みに関わらず、令和 3 年度の児童数は、特認校導入のときの 29 名を大幅に下回る全校 9 名となりました。このような結果から、町教育委員会は 3 年間の挑戦の結果として、川島小学校存続を断念せざるを得ない理由と今後について、令和 3 年 7 月に川島地区において説明会を開催しております。そして、令和 3 年 8 月 4 日臨時辰野町教育委員会における川島小学校の今後の検討についての中で、町長は「辰野町立小中学校あり方検討委員会で議論された想定より、実情ははるかに少ない児童数であり、提言で指摘された主体的、対話的で深い学びや集団生活を学ぶための教育環境についての課題はより深刻な状態にあるものと言えます。町立全ての小学校では均等に義務教育として履修すべき学習と、学校生活における育ちのための経験の機会を与えなければなりません。川島小学校が過小規模校となり、その役割を十分に果たせない以上は統合を提案せざるを得ません」との説明をしております。この町長説明を受け、その後、教育委員会等で様々な検討がなされる中で、令和 4 年 11 月 14 日の総合教育会議において、辰野町教育委員会による川島小学校統合実施方針が示され、町もこれに合意し、議案第 9 号辰野町立川島小学校設置条例を廃止する条例についてが今議会の提案に至ったと思います。このことは平成 24 年の特認校指定から川島小学校が地域に存立し、地域の活性化に役立っているとの議論と、その反面、児童に多くの仲間と学ぶ機会を与えていない現状でよいのかとの議論の末、最終的に児童の学びを選択し、今回の廃止条例提案に至るまでちょうど 10 年間を要したことになります。それだけ、この間、町長並びに教育委員会が悩みに悩んだ時間であったと思います。そして今回、川島地区の小学校児童の未来を最重要と考えていただき、苦渋の決断として設置条例を廃止する条例を上程いただいたことに敬意を表しながら、委員長報告に賛成いたします。

#### ○議 長

はい。ほかにありませんか。これより議案第 9 号、辰野町立川島小学校設置条例を廃止する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。本件については、地方自治法第 244 条の 2、第 2 項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第 3 条の規定により、出席議員数の 3 分の 2、3 分の 2 以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は 13 名であ



り、その3分の2は9名であります。なお、この特別多数議決には私議長も表決権を行使することとされておりますのでご了承願います。お諮りいたします。本案は原案の通り決することに賛成の方はご起立願います。

(議場 起立10名)

○議長

ただいまの起立者数は3分の2以上であり、諸定数に達しております。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩といたします。再開時間は3時45分といたします。3時45分といたしますので時間までにご参集ください。

休憩開始 3時28分

再開時間 3時45分

○議長

再開します。日程第3、議案第10号、令和4年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

○向山(13番)

はじめに質問をしたいと思います。補正予算第9号のうち議会費以下各事業の人員費が補正計上されてます。内訳として人事院勧告、人事異動、最低賃金の改正に伴う会計年度任用職員の報酬額の調整という説明であったと理解しています。長野県の最低賃金は時給877円から908円に31円、約3.5%上がっています。今回町の会計年度任用職員の報酬はどのように改定されたのかお聞きします。

○総務課長

お答えいたします。今回補正予算として計上しました会計年度任用職員の報酬でございますが、議員ご指摘のとおり、人事異動及び長野県の最低賃金改定に伴いまして、これを下回る報酬の職員を中心に、11月支給の10月分から適用号俸を改定したことにより生じた不足額について追加するものでございます。会計年度任用職員の報酬につきましては、常勤の一般職の行政職給料表を準用してございますので、この1級1号俸が従来は金額でいきますと897円といった設定になっておりますので、これを3号俸に上げております。また、全体のバランスの中から、この1級1号俸から8号俸について改定したもので、対象者は68名、全体で約1.1%の改定を行っております。以上です。

○向 山 (13 番)

今回、今、説明のありました改正によってですね、最低賃金との差が今まで 43 円あったものが 23 円へと大幅に縮まったというふうに考えます。これについてさらなる改善の余地があるのか、また、会計年度任用職員の制度導入の目的をふまえ、基本的な賃金のあり方について考え方をお聞きしたいと思います。

○総務課長

お答えしたいと思います。まず町の人件費が、一般会計ベースでございますが、占める割合でございますけれども本年度当初予算で 22%でございます。これについては、10 年前、平成 27 年度になりますけれども、それに比べまして 10 年間で 5% アップということで、年々上昇しているところでございます。会計年度任用職員の皆様におかれましては常勤の職員を補っていただいたり、またそれぞれのお持ちの技能を活かしていただいてということで、非常にありがたい存在ではありますけれども、なかなかこういった状況でありますので、民間ですと例えば業績等で柔軟な運用はできるわけなんです、公務員の場合の給料体系ではそういった運用が非常に厳しいところがございます。そういった点から、常勤職員も含めまして、バランスとまた長期的な視点で運用が必要と考えております。なかなか人材の確保が厳しいところでもありますので、さらなるアップというところを検討してまいりたいところではありますが、そういった財政事情、また全体のアップを全体のバランスもございますので、そういった点をふまえながら慎重に運用せざるをえないといった状況であります。以上です。

○向 山 (13 番)

答弁いただきました。私の意見を述べておきたいと思います。私 2 度目の質問の中でですね、会計年度任用職員の制度導入の目的をふまえていうふうに申し上げたわけですが、その部分については具体的、直接的な答弁はなかったかなと思っております。この間、私も何回か会計年度任用職員の制度導入については質問をしてまいりました。その中で総務省の通達がございます。少し申し上げます。3 点になりますけれども、第一に、本来地方自治体の公務は任期の定めのない常勤職員で運営すべきであり、そのことから今回の任用根拠の見直しに伴い、常勤職員が行うべき職務があった場合には臨時、非常勤職員ではなく、常勤職員等へ切り替える必要があること、つまり恒常的に常勤職員が担うべき職務があればそれはそちらに

シフトしなさいという内容ですね。第二に、財政上の理由から会計年度任用職員制度への移行を抑制したり、現在の勤務時間よりも短い勤務時間を設定したりするという労働条件切り下げは制度導入の趣旨に反すること。これは私の承知してる限り、辰野町ではないというふうには理解はしております。第三に、この制度の導入は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資することから、積極的な活用を検討すべきであるということ。この3点が、総務省から通達で出ているわけでありまして。過去の私の質問に対して同一労働、同一賃金の考え方の中からこの会計年度任用職員の制度が始まったという答弁も出ているわけでありまして、そういったことで考えた場合に最低賃金よりも上回る改善はしたけれども、今までの最低賃金との格差が縮まったというのは、このような総務省の通達、あるいはこれまでの歴代の課長答弁からそぐわないものではないかというふうに思います。最低賃金との差っていうのはその目安としての一つの基準、最低基準であるなというふうに思っております。これとの格差が小さくなるということは避けるべきであって、引き続き改善していくべきではないかということをお願いして、引き続きの改善を求めておくというふうに思います。官製ワーキングプアなんて言葉も言われてますけれども、ぜひそうならないようなことを要望しておきたいと思っております。以上です。

○議長

ほかにありませんか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号、令和4年度辰野町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第11号、令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題いたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第11号、令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。日程第 5、議案第 12 号、令和 4 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 12 号、令和 4 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

はい、異議なしと認めます。よって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 13 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 13 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。日程第 7、議案第 14 号、令和 4 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 14 号、令和 4 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。日程第 8、議案第 15 号、令和 4 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第 15 号、令和 4 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は原案のとおり可決されました。日程第 9、議案第 16 号、令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第 16 号、令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。日程第 10、請願陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に福祉教育常任委員会へ付託となりました、陳情第 9 号、安全・安心の医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、津谷彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（津谷）

それでは、陳情審査の委員長報告をいたします。本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました、陳情第 9 号についての審査状況を報告いたします。12 月 8

日午前 11 時 10 分から福祉教育常任委員会室におきまして、委員全員出席のもと審査を行いました。陳情第 9 号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書について。陳情趣旨は、新型コロナウイルスの感染の拡大により入院は必要にも関わらず入院ができない医療崩壊や、介護を受けたくても受けられない介護崩壊が現実となり、これは感染対策の遅れや他の先進諸国と比較しても圧倒的に少ない医師や看護師、また介護職員や保健師の不足が根本的な原因であること。人手不足が長年続いている状況を解消するために、看護師の賃金収入などケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にある。過酷な長時間夜勤などの解消をするために、労働時間規制を含めた実効性のある対策は猶予できない喫緊の課題である。平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めるものとしております。また、保険料や一部負担金の負担軽減も必要とするものであります。討論では、「コロナ禍で大変だが、受け入れをしている医療機関の問題。受け入れをしていない町の病院など患者数が減るなどの問題はあるかもしれないが、勤務体制や状況が悪くなったなど基本的にはない。日本の医療の 8 割が民間であり、公立・公的の医療機関が少ないものも医療崩壊の一因」「陳情項目の中で、公的な医療機関に対してなのか、民間を含めているのかが不明であり、そこに従事している人たちという意味では違うのでは」「公的・公立機関に従事している看護師などへの賃上げはしている。民間の医療機関の看護師や介護士に対する規制を国がそこまでやるべきではないので、陳情項目全てには賛成できない」「この陳情だけでは第三者の情報が少ないまたデータがない、一般的に激務で給料も安く言われているが、それなりの給料はもらっている。陳情の内容だけではとにかく苦しいから、人員配置も給料も上げてくれるようにしか見えない。環境を特定してほしい」「コロナ禍で、政府は賃上げなど政府が取り組んでいるので、今回は賛成できない」「公立・公的に限らず医療・介護についての支援の拡充は求めるが、民間では診療報酬、介護報酬の収入しかない。配置基準が定められているため、それ以上の医師、看護師や介護士の配置は現実的に難しい。この点を見直して大幅に増員できるようにしてほしい」「少しずつ改善されてきているが、ケア労働者の賃金は公立の場合、公務員なので差がないが、民間は一般労働者に比べてかなり低いという現実、また、なり手不足や人員は足りていない」「政府全体としては、労働者の賃上げや配置基準の改善、人員増、労働実態の改善は必要だと認識しているのでは」

「陳情項目によっては賛成できるので上げていきたいが、患者の負担軽減に関する項目は少し違う。一部には賛成できる」「陳情項目が広くなりすぎている。処遇改善などに絞って意見書を出すことが重要」などの意見を集約しまして、陳情項目ごとに決をとりました。以上の結果、一部採択として意見書を提出すべきと決しました。以上、委員長報告といたします。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、陳情第 9 号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○議 長

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 9 号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は一部採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第 9 号は委員長報告のとおり決しました。日程第 11、追加提出議案の審議について、議案第 19 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算(第 10 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 4 年度辰野町一般会計補正予算(第 10 号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は地方創生臨時交付金事業、辰野町地域福祉活動推進センター高圧受電設備改修工事等を追加するものであります。補正総額は 4,002 万 4,000 円の追加で、予算総額は 101 億 5,622 万 8,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金、諸収入の追加であります。歳出につきまして、総務費では、地方創生臨

時交付金事業で、長野県が実施する生活困窮世帯緊急支援金に町独自で 2 万円を上乗せする支援金、子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、高校生 1 人当たり 2 万円を支給する高校生世帯物価高騰対策給付金、肥料価格の高騰により経営を圧迫されている農家へ、肥料購入費の一部を助成する肥料価格高騰緊急支援事業補助金、原油価格の上昇等により影響を受けている町内道路貨物運送業者を支援する、原油価格上昇対策事業者支援金等の追加が主なものであります。民生費では、北大出の地域福祉活動推進センターの高圧受電設備の波及事故を防止するための改修工事、毎週木曜日の配食サービスの調理に使用されていた、保健福祉センターのスチームコンベクションオーブンが故障したことによる購入の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて、関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 19 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算(第 10 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。日程第 12、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第 1 号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 1 号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長



質疑、討論を終結いたします。これより発議第 1 号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。この評決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(議場 起立 11名)

○議 長

起立多数です。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。日程第 13、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により、各委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 14、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員派遣をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議員派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長からあいさつを受けます。

○町 長

11 月 29 日に開会いたしました、第 8 回辰野町議会定例会にご提案申し上げました、追加議案を含め 19 議案全てを原案どおり可決いただき感謝申し上げます。また一般質問では、物価高騰対策、空き家対策、福祉、産業、道路、教育、防災、環境、公共施設の維持管理など幅広い分野で質問をいただきました。来年の干支は癸卯であります。これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍する年とされています。長年の懸案であった川島小学校の今後について、本日、大きな決定をいただきまし

た。皆様とともに苦渋の選択をした以上、残り 2 年 3 箇月、教育委員会とともに学校間の交流や統廃合後の就学における配慮事項の確認等を通じ、在校児童や各家庭の不安を少しでも和らげ、統廃合を前向きに捉えていただけるような努力を積み重ねるとともに、将来の町立小中学校のあるべき姿についても検討を進めてまいります。また本日、高校生世帯物価高騰対策給付金、生活困窮世帯緊急支援金等を含む補正予算を追加議案で可決いただきましたが、医療非常事態宣言が出された後も県内の感染拡大には歯止めがかからず、ウクライナ情勢等による物価上昇なども出口が見えない厳しい情勢が続いています。それでも来年こそは明るい未来が見出せる年になると信じ、引き続き、町民生活、地域経済の下支えに取り組んでまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。今年 1 年、議員各位には町のため、また町民のために大変ご尽力をいただきました。健康に留意され、穏やかな良い年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、閉会にあたってのあいさついたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして、11 月 29 日に開会いたしました令和 4 年第 8 回辰野町議会定例会を閉会といたします。17 日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでした。

10. 閉会の時期

12 月 15 日 午後 4 時 16 分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原 高広、庶務係専門員 中谷智美の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 1 番

署名議員 2 番